

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厚生労働省（福島労働局）の支援措置について

- 1 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の設置について（別添1参照）
令和2年2月14日から福島労働局雇用環境・均等室等に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を設け、相談を受け付けています。
- 2 雇用調整助成金等の特例措置等について（別添2参照）
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年7月31日までを期限に雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置等を講じてきたところですが、一部内容を変更し、この措置を9月30日まで延長する旨、省令改正されました。
なお、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合、支給申請書式が変更されており、厚生労働省のHPに掲載している最新の様式をご提出ください。
- 3 雇用調整助成金対象期間の延長について（別添3参照）
新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、雇用調整助成金が1年を超えて引き続き受給することができます。
ただし、1年を超えて引き続き受給することができる期間は令和3年12月31日までとなります。
- 4 雇用調整助成金の短時間休業の活用について（別添4参照）
例えば、飲食店が知事からの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。
短時間休業とは1日の所定労働時間のうち一部を休業することをいいます。
- 5 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間と申請期限の延長及び大企業の非正規雇用労働者の取扱い等について（別添5参照）
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対する支援金・給付金については、郵送またはオンラインによる申請の受付を行っております。
今般、緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえ、8月末までとしている現在の助成内容を9月末まで継続する予定です。
令和3年5月～9月分については、1日あたりの支給上限額が原則9,900円となります（一部対象地域を除く。）
また、中小企業のシフト制労働者等の令和2年4月から9月までの休業に関する申請期限は令和3年7月末とされていたところですが、この申請期限が令和3年9月末まで延長となりました。中小企業労働者の令和2年10月から12月までの休業についても同

様です。

なお、大企業にお勤めの一定の非正規雇用労働者の方についても、休業支援金・給付金の対象とされています。

6 産業雇用安定助成金について（別添 6，7，8 参照）

産業雇用安定助成金は、コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍出向により維持するために、労働者を送り出す事業主（出向元）及び当該労働者を受け入れる事業主（出向先）に対して、一定期間の助成を行うものです。

令和 3 年 8 月 1 日から、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められない事業主間で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象になります。

7 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）のご案内について（別添 9 参照）

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則 3 ヶ月間試行雇用できる制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行できるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆様には、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いいたします。

8 両立支援等助成金 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」について（別添 10 参照）

新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業等になった場合、及び子供が新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を導入し、当該休暇の利用者が出た事業主に対して、対象労働者 1 人あたり 5 万円、1 企業あたり労働者のべ 10 人まで支給（上限 50 万円）します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

9 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金について（別添 11 参照）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当の 6 割以上）の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康 1 管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月 31 日までに合計 5 日以上労働者に取得させた事業主に対して 15 万円を助成します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

10 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」について（別添 12 参照）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）が取得できる有給

(年次有給休暇で支払われる賃金相当の6割以上)の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を令和3年4月から令和4年1月31日までに合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して、対象労働者1人当たり28.5万円(1事業場あたり5人まで)を助成します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

11 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」について(別添13参照)

新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、当該休暇の利用者が出た中小企業事業主に対して、有給休暇取得日数が5日以上10日未満について20万円、有給休暇取得日数が10日以上について35万円を助成します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

12 「緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底」の要請について(別添14参照)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関し、7月12日に緊急事態措置区域として東京都が追加される等、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたところです。

このことを踏まえ、7月14日に県内132の労使団体あてに福島労働局長名の要請文を送付し、会員事業場及び傘下の事業場に対し、「直近の感染状況等を踏まえ、職場における感染予防、健康管理の強化、ワクチンの接種や職場で感染症患者が発生した場合の保健所との連携等」についての周知依頼を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響 による特別労働相談窓口

1 特別労働相談窓口

(1) 一般的な労働相談

- ア 相談窓口：総合労働相談コーナー（福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎5階 雇用環境・均等室内）
電話番号：024-536-4600
0800-800-4611（フリーダイヤル：労働者専用）
受付時間：8時30分～17時15分
- イ 相談窓口：郡山総合労働相談コーナー（郡山市桑野2-1-18 郡山労働基準監督署内）
電話番号：024-900-9609（令和2年4月1日より）
受付時間：8時30分～17時15分

※県内の労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(2) 賃金や休業手当に関する相談

- ア 相談窓口：労働基準部 監督課（福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎5階）
電話番号：024-536-4602
受付時間：8時30分～17時15分
- イ 相談窓口：郡山労働基準監督署（郡山市桑野2-1-18）
電話番号：024-922-1370
受付時間：8時30分～17時15分

※県内の労働基準監督署でも相談を受け付けています(別紙参照)。

(3) 雇用調整助成金に関する相談

- ア 相談窓口：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
電話番号：0120-603999（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）
- イ 相談窓口：ハローワーク福島（福島市狐塚17-40）
電話番号：024-534-4121
（自動音声による案内が放送されますので、32#をプッシュしてください。）
受付時間：8時30分～17時15分

※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する相談

- 相談窓口：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号：0120-221-276（フリーダイヤル）
受付時間：8時30分～20時00分（月～金）
8時30分～17時15分（土日祝）

(5) 新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談

- ア 相談窓口：福島新卒応援ハローワーク（福島市曾根田町1-18 MAXふくしま5階）
電話番号：0800-800-7649（フリーダイヤル）
受付時間：10時00分～18時30分
- イ 相談窓口：郡山新卒応援ハローワーク（郡山市駅前2-11-1 ビックアイ・モルティ4階）
電話番号：0800-800-4634（フリーダイヤル）
受付時間：10時00分～18時30分

※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(6) 派遣労働者に関する相談

- 相談窓口：職業安定部 需給調整事業室（福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎4階）
電話番号：024-529-5746
受付時間：8時30分～17時15分

(7) 母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談

- 相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：024-536-4609
受付時間：8時30分～17時15分

- (8) 両立支援助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談
相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：024-536-4609
受付時間：8時30分～17時15分
- (9) 学校等の臨時休業に伴う病気休暇等の特別休暇導入に関する相談
相談窓口：働き方・休み方改善コンサルタント(※) (雇用環境・均等室内)
電話番号：024-536-4609
※就業規則の整備支援等を行っています。企業訪問によるコンサルティング(無料)が利用できます。
受付時間：8時30分～17時15分

2 労働相談以外の相談窓口

厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間：9時00分～21時00分 (土日祝日も実施)



労働基準監督署

労働基準監督署	住 所	電 話 番 号
福島労働基準監督署	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611
郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370
いわき労働基準監督署	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4 階	0246-23-2255
会津労働基準監督署	会津若松市城前 2-10	0242-26-6494
白河労働基準監督署	白河市郭内 1-124	0248-24-1391
須賀川労働基準監督署	須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519
喜多方労働基準監督署	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211
相馬労働基準監督署	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175
富岡労働基準監督署	双葉郡富岡町中央 2 丁目 104	0240-22-3003

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク	住 所	電 話 番 号
ハローワーク福島	福島市狐塚 17-40	024-534-4121
ハローワークいわき	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 1 階	0246-23-1421
ハローワーク会津若松	会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333
ハローワーク南会津	南会津郡南会津町田島字行司 12	0241-62-1101
ハローワーク喜多方	喜多方市字千苺 8374	0241-22-4111
ハローワーク郡山	郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609
ハローワーク白河	白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1 階	0248-24-1256
ハローワーク須賀川	須賀川市妙見 121-1	0248-76-8609
ハローワーク相双	南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343

福島労働局「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況

相談者数

	2/14~ 3/31	4月~6月	7月~9月	10月~12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月1日~27日	合計
事業主	861	8,215	2,320	1,098	472	448	420	360	423	398	218	15,233
労働者	148	1,424	560	303	146	107	148	132	137	88	66	3,259
社会保険労務士	143	1,637	496	209	106	74	46	70	84	73	39	2,977
その他	118	686	69	27	26	20	10	17	8	12	1	994
合計	1,270	11,962	3,445	1,637	750	649	624	579	652	571	324	22,463

相談内容

	2/14~ 3/31	4月~6月	7月~9月	10月~12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月1日~27日	合計
雇用調整助成金	636	9,396	2,683	1,189	518	493	445	375	395	421	227	16,778
休業	190	1,110	244	109	72	44	31	44	43	25	8	1,920
保護者の休暇取得支援 (助成金)	209	240	14	7	3	1	1	37	60	18	9	599
解雇・雇い止め	27	240	122	59	17	11	8	13	6	7	6	516
賃金	22	221	61	47	25	14	15	13	12	7	7	444
休暇	80	98	13	11	3	4	5	2	3	3	1	223
安全衛生	22	89	12	5	6	1	0	4	1	2	0	142
雇用保険	8	45	60	11	7	1	1	3	1	1	1	139
労働時間	12	65	20	13	7	4	2	4	9	3	1	140
その他	138	768	314	247	127	103	138	103	146	98	71	2,253
合計	1,344	12,272	3,543	1,698	785	676	646	598	676	585	331	23,154

業 種

	2/14~ 3/31	4月~6月	7月~9月	10月~12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月1日~27日	合計
製造業	218	2,053	597	293	54	42	33	33	42	44	20	3,429
飲食業	99	1,491	208	77	73	67	39	37	41	24	31	2,187
卸売業、小売業	102	773	153	42	22	20	17	9	14	14	7	1,173
宿泊業	118	377	96	37	17	13	9	17	14	6	2	706
医療、福祉	56	400	82	42	26	20	28	32	21	20	6	733
道路旅客運送業	56	331	48	25	12	6	4	5	4	4	2	497
労働者派遣業	39	271	84	32	7	4	3	9	6	2	3	460
道路貨物運送業	27	147	48	19	9	8	4	8	7	2	5	284
建築サービス業	16	94	28	12	5	2	3	1	8	0	0	169
旅行業	23	81	13	11	3	1	0	2	0	1	3	138
その他	520	5,948	2,089	1,048	522	466	484	426	495	454	245	12,697
合計	1274	11,966	3,446	1,638	750	649	624	579	652	571	324	22,473

令和3年5月から9月までの 雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が**令和3年5月1日以降**の場合の
支給申請様式が変更されております。**厚生労働省HPに**
掲載している最新の様式をご提出ください。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年7月31日**までを期限に
雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を9月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月～9月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に 係る特例 (※2)	緊急事態宣言 まん延防止等 重点措置	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
			—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に 係る特例 (※2)	緊急事態宣言 まん延防止等 重点措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
			4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



※1・※2に該当する事業主の方へ

※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

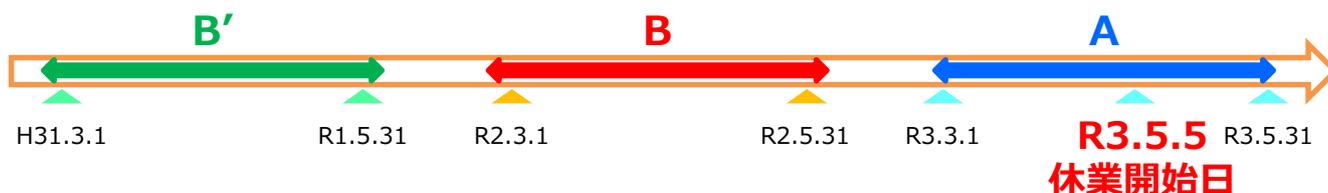
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、**前年同期**または**前々年同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から9月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から9月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



対象期間延長のお知らせ

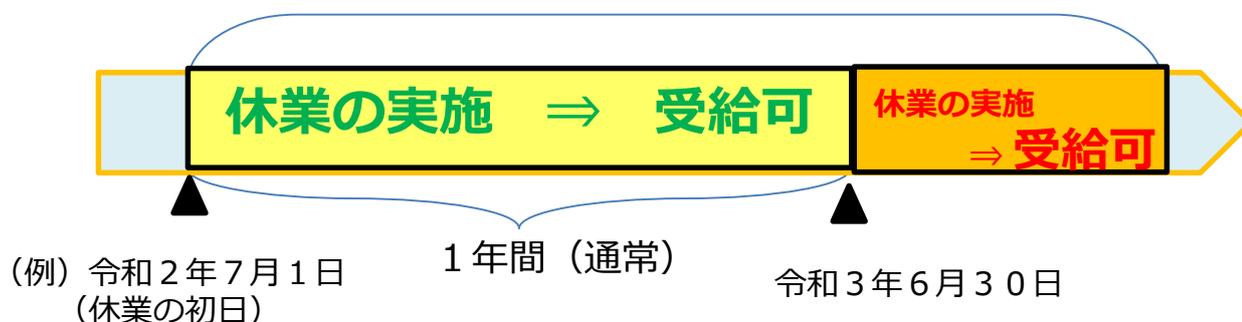
新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主で、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間に属する場合は、

1年を超えて引き続き受給することができます。

※1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年12月31日までとなります。

【特例措置延長後】

1年間を超えて受給可



雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL030728企02

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！！

(※) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

例えば、飲食店が、知事からの20時までの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要がありましたが、特例措置により、短時間休業に活用しやすくなっています。

1. シフト制をとっている職場の場合

⇒ シフト制における短時間休業にも活用可能です

(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)

2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合

⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です

(例：業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)

3. 宿泊業など常時配置が必要な労働者がいる場合

⇒ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030121企02

1 Q.シフト制によるなど労働日が不確定な業種の事業主については、どのように取り扱われるのですか。

事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。

また、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いすることになります。

なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。

2 Q. 都道府県知事の営業時間短縮の要請に協力し、早めに閉店し労働者を帰した場合にも対象となるのでしょうか。

時間単位の休業手当を支払った場合は助成対象としています。

(例：通常23時まで開店している店舗であったが、20時に閉店し通常よりも3時間短縮しての勤務)

3 Q.申請を行いたいのですが、どのようにすればよろしいのでしょうか。

厚生労働省HPに特例用の様式等について掲載していますので、そちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※以下のキーワードで検索いただいても同様のページを閲覧できます。

「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナ特例」

雇用調整助成金に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページで公開しています。支給申請に当たり、重要なものもございますので、**必ずご確認ください**いただきますようよろしくお願いいたします。

報道関係者各位

令和3年7月28日

【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111 (内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限を延長します

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金」という。）について、中小企業のシフト制労働者等の令和2年4月から9月までの休業に関する申請期限などを令和3年7月末としていたところですが、今般、対象となる休業期間及び申請期限を下記のとおり延長することとしましたのでお知らせします。

	休業期間	申請期限（変更前）	変更後
中小企業	令和2年4月～9月	令和3年7月末 ※下記①に該当する方	→ 令和3年9月末
	令和2年10月～令和3年4月	令和3年7月末	→ 令和3年9月末
	令和3年5月～6月	令和3年9月末	（変更なし）
	令和3年7月～9月 （8月・9月を追加）	令和3年10月末	→ 令和3年12月末
大企業 ※下記②に該当する方	令和2年4月～6月 令和3年1月～4月※ ※一部都道府県は令和2年11月以降の時短要請期間も対象	令和3年7月末	→ 令和3年9月末
	令和3年5月～6月	令和3年9月末	（変更なし）
	令和3年7月～9月 （8月・9月を追加）	令和3年10月末	→ 令和3年12月末

- ① 令和2年10月30日公表のリーフレットの対象となる方（下記のいずれかに該当する方）
- ・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
 - ・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
 - ・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合
- ② 労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

その他の詳しい情報については、厚生労働省の休業支援金のHPをご覧ください。

（参考）休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



(ガイドブックはこちら)

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円/1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

出向計画届提出・要件の確認※2※5

出向の実施

支給申請※3※5・助成金受給※4

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います。）。
- ※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに
出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）
- ※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。
- ※5 計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。
【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：助成額比較(イメージ)



一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
 - 出向期間中の出向運営経費
 - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**
- ※ 出向元・先ともに中小企業事業主
※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円	出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	産業雇用安定助成金 9/10 7,560円
実質負担 1/10 360円	実質負担 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

■ (参考) 雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円	出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）
雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 10/10 8,400円
実質負担 1/3 1,200円	

申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-60-3999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

(公財) 産業雇用安定センターでは 「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を 無料で支援しています！

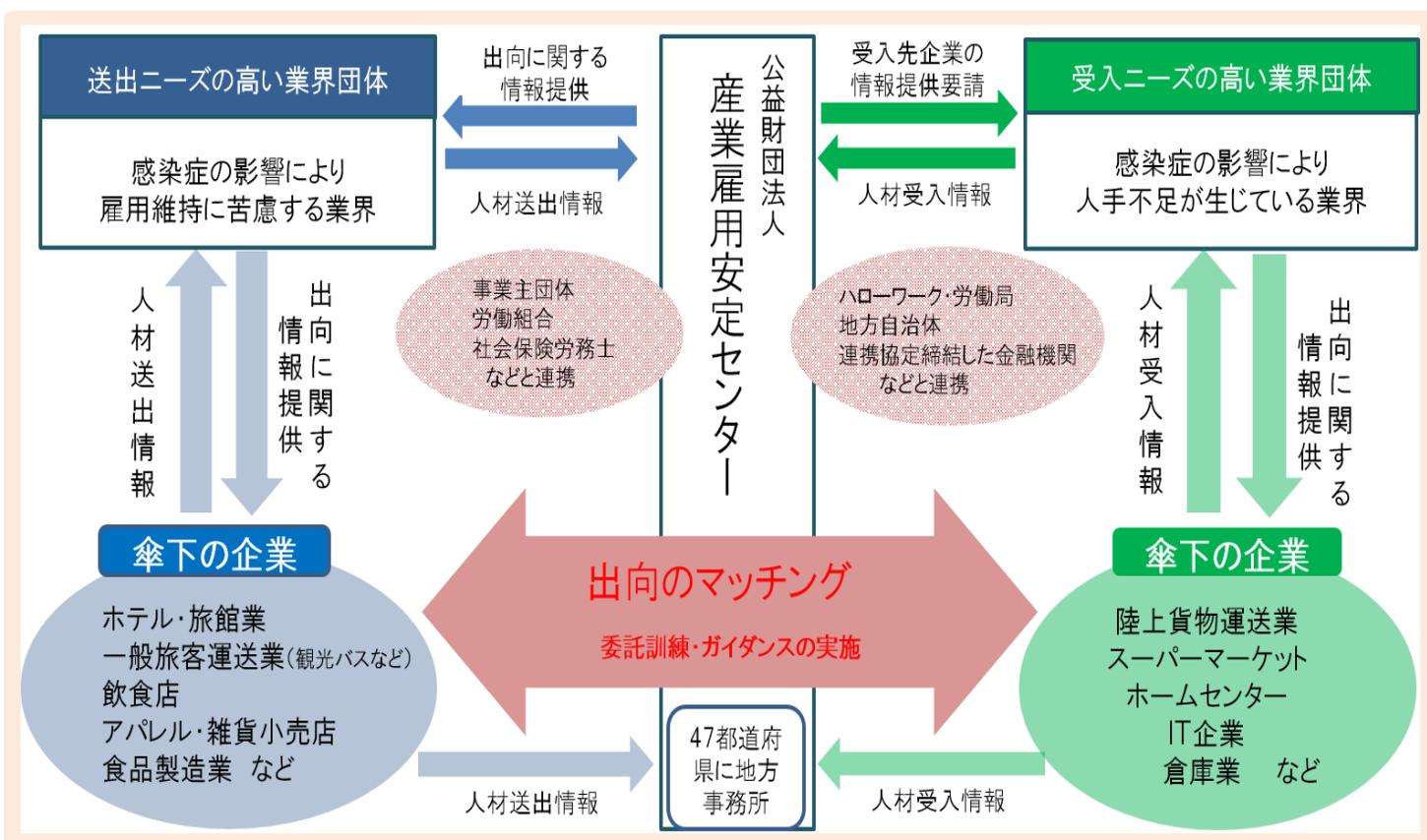
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で**行っています。



感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。



お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、無料で企業からのご相談を承っています。

(公財) 産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業 → 貨物自動車運送業

観光バス会社（送出国企業）

訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、**出向を活用して雇用維持を図りたい。**

<企業規模：29人以下>

出向期間5か月
出向労働者2名



精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる**丁寧かつ繊細な運転が期待**できるので出向として受け入れたい。

<企業規模：29人以下>

事例2：旅館・ホテル業 → 食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出国企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

<企業規模：100人～299人>

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを運営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、**同じ地域の企業のお役に立つ**ことを意図して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模：30人～49人>

事例3：航空運送業 → 卸・小売業

航空運送業（送出国企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。

<企業規模：1万人以上>

出向期間6か月
出向労働者14名



卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、**店舗での販売員として出向**を受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

<企業規模：5,000～9,999人>

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関 など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していきますので、あわせてご利用ください。 - 18 -



(厚生労働省ホームページ)

「在籍型出向」により・労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま
・人材を活用したい事業主の皆さまへ

制度改正のお知らせ

独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も 産業雇用安定助成金の助成対象になります

助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら

新たに助成金の対象となる「出向」

NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向
(例) ・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限り）
・代表取締役が同一人物である企業間の出向
・親会社と子会社間の出向
・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向
※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向
- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向
※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

助成率

NEW

出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初期経費助成」は支給されません。

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター]

電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。



お問い合わせ先はこちら

(事業主の方へ)

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金 オンライン受付システムについて

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますのでご利用ください。

Step1 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システムにアクセス

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

Step2 ログイン用のメールアドレスを登録

- ・メールアドレスがマイページのIDとなります。
- ・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス=IDとしていただくと便利です。

Step3 SMS認証用の携帯電話番号を登録

- ・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

Step4 マイページから申請書類をアップロード

- ・必要な書類はP4を参照ください。
- ・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png))として下さい。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了となります

- 各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認ください。

雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

産業雇用安定助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

- その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



※ 行政機関の偽物サイト(詐欺サイト)が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスしてください。

1面



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030616企01

オンライン受付の流れ（詳細版）

- 1 アカウントをお持ちでない方は、以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>
- 2 登録いただいたメールアドレスに登録用URLを送付します。当該ページへアクセスし、氏名、携帯電話番号、パスワードなどの登録をお願いします。

※メール受信制限をしている方は、system@kc.hellowork.mhlw.go.jpからのメール受信を許可してください。本システムからのメールを装った不審メールにご注意ください。
- 3 携帯電話にSMSで認証コード（ワンタイムパスワード）を送付しますので、当該コードを入力ください。これで登録完了となるので、一旦ログオフしてください
- 4 あらためて、①のページから①で登録したメールアドレス、②で登録したパスワードを入力し、③のSMS認証を行い、申請用マイページにログインしてください。
- 5 ログインすると一覧画面が表示されます。上段左側の「新規申請」ボタンをクリックすると、申請情報入力画面が開くので、必要事項を入力してください。入力項目はP3を参照ください。入力後「確認」ボタンをクリックし、申請情報確認画面を確認してください。

※途中で処理を中断したい場合は、申請情報入力画面の「保存」ボタンをクリックすると、その状態が保存され、一覧画面上では「作業中（申請前）一覧」に表示されます。終了する時は、「ログオフ」ボタンをクリックして終了してください。
- 6 申請情報確認画面の右上にあるクリップマーク欄の歯車をクリックし、申請書類、添付書類をアップロードしてください。（ドラッグ&ドロップかファイル選択後に「確定」ボタンをクリック）

※添付書類の容量が大きすぎて一定以上の時間がかかった場合は、タイムアウトエラーが発生します。その場合は、別途事業所所在地を管轄する労働局かハローワークへ郵送にて申請をお願いします。

なお、添付できる容量は1ファイル100MB、20ファイルまでとなります。郵送先労働局またはハローワークの所在地はこちらを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html


- 7 アップロードが終わったら、申請情報確認画面下段の「申請」ボタンをクリックしてください。これで、申請は終了です。申請が問題なく行われた場合は、自動で①で登録いただいたメールアドレスに受け付けた旨のメールが届きますので、ご確認ください。一覧画面では「申請中一覧」に表示されます。
- 8 審査に当たって確認事項がある場合は、労働局またはハローワークから電話・メールで連絡させていただきます。書類に不足があるような場合は、一旦お戻しをさせていただきますので、⑥の手順で追加アップロードをお願いします。一覧画面では「差戻し一覧」に表示されます。
- 9 審査終了後、支給決定通知書を**申請事業主に郵送**させていただきます。なお、**通知発送から入金までに4日程度要します**ので、ご了承ください。

フォーマット入力事項

申請情報入力

申請の手順は左メニューの「マニュアル」を参照ください。

助成金種別

雇用調整助成金 緊急特定地域特別雇用安定助成金 緊急雇用安定助成金

手続き種別

計画届 支給申請 計画届及び支給申請

支給申請がある場合は、何月分の支給申請かリストより選択ください。

事業所に関する情報

事業所種別
 適用事業所 非適用事業所

雇用保険適用事業所番号（11桁）

半角数字のみ
ハイフンを除いた11桁の数字で記載ください。

事業所名称（漢字）

テキスト（全角のみ）

事業所名称（カナ）

テキスト（全角カナのみ）

住所

郵便番号（上3桁）

半角数字のみ

郵便番号（下4桁）

半角数字のみ

都道府県

市区町村名

テキスト（全角のみ）

丁目・番地

テキスト（全角のみ）

ビル、マンション名等

テキスト（全角のみ）

電話番号

市外局番

半角数字のみ

市内局番

半角数字のみ

番号

半角数字のみ

支払いに関する情報

口座の種類

振込に関する情報 ※ネット銀行は利用できません

金融機関コード（4桁）

半角数字のみ
ゆうちょ銀行の場合は「9900」

店舗コード（3桁）

半角数字のみ
ゆうちょ銀行の場合は「000」

口座番号（記号番号）

半角数字のみ
ゆうちょ銀行の場合は記号番号をハイフン込みで入力してください。

金融機関名

テキスト（全角のみ）

店舗名

テキスト（全角のみ）

口座名義（漢字）

テキスト（全角のみ）

口座名義（カナ）

テキスト（全角カナのみ）

その他

連絡事項

テキスト（全角のみ）

既に本システムを通じて計画届け出を提出している場合は、この欄に計画届を提出した際の申請番号を記載してください。再申請の場合は、この欄に当初申請から修正した内容及びその対象ファイルを記載してください。（例 休業対象者について記入漏れがあったものを追記しました。対象ファイルは、休業・教育訓練一覧.pdfです。）

雇用調整助成金の支給申請に必要な書類

書類名	備考
様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html ※添付書類は、「売上」等がわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、客室等の稼働率等)でも可
様式新特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html 役員名簿は、事業所の規模を確認する書類で代用可
様式新特第9号又は12号 休業・教育訓練実績一覧表	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第8号又は11号 助成額算定書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第7号又は10号 (休業等)支給申請書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
休業協定書	労働組合等との確約書等でも代替可 添付書類として、組合員名簿又は労働者代表選任書
事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可
労働・休日の実績に関する書類	出勤簿、タイムカードの写し(手書きのシフト表などでも可)など (必要に応じ、就業規則または労働条件通知書の写しなど)
休業手当・賃金の実績に関する書類	賃金台帳の写しなど(給与明細の写しなどでも可) (必要に応じ、給与規定または労働条件通知書の写しなど)

産業雇用安定助成金の計画届の提出及び支給申請に必要な書類は以下を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

! 助成金の支給に関して、厚生労働省本省、都道府県労働局、ハローワーク以外からお電話をすることはありません。また、お電話で金融機関の暗証番号をお聞きすることはございません。不審な電話があった場合は、お近くの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

4面



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL030616企01

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）のご案内

「トライアル雇用（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いいたします。

助成金の支給額

	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース (1)	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース (2)
支給額 (月額)	最大4万円 (最長3か月)	最大2.5万円 (最長3か月)

- 1 求職者が 常用雇用（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合
- 2 求職者が 常用雇用（短時間労働）（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者 に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

対象労働者

次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した
紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている
紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。

紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・職業に就いている人（日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者で、勤務日数・勤務時間が減少している方は、トライアル雇用の対象者に含まれません）
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人

<お知らせ>

新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの活用により雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用終了後も、引き続き継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することができます。詳細は特定求職者雇用開発助成金のリーフレットをご確認ください。
中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の受給ができます。詳細は若年・女性建設労働者トライアルコースのリーフレットをご確認ください。

<ご注意>

派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。

トライアル雇用求人への選考中の人数（一般トライアルコースの対象となる方も含まれます）が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。求人数を超えたトライアル雇用は実施できません（一般トライアルコースの対象となる方も含まれます）。

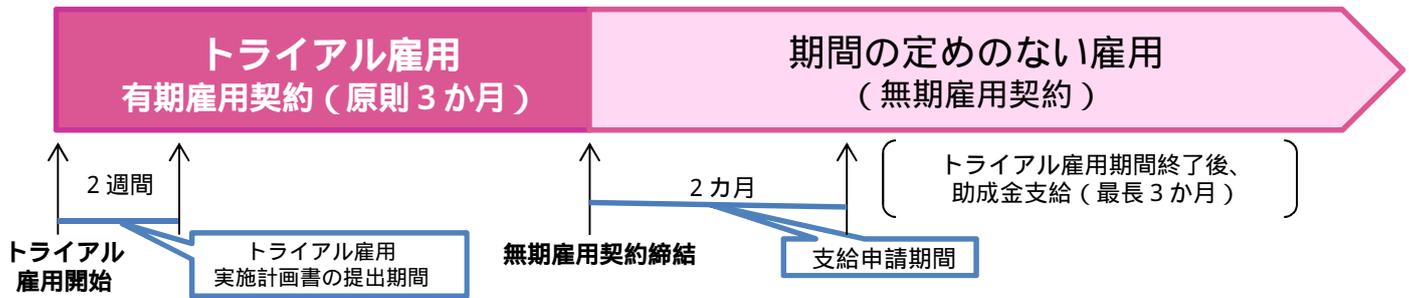
トライアル雇用対象者の選考は、なるべく書類ではなく面接で行うようにしてください。

「トライアル雇用求人」は、一般トライアルコースと併用となります。一般トライアルコースの対象となる方からの応募もありえますのでご了承ください。



「トライアル雇用」のイメージ

ハローワークから紹介を受けた場合



トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。トライアル雇用の途中で無期雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

支給対象事業主の要件

以下のすべての要件に該当する事業主が対象です。

1	ハローワーク、地方運輸局又は職業紹介事業者（以下「ハローワーク・紹介事業者等」という。）のトライアル雇用求人に係る紹介により、対象者をトライアル雇用（国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人から受けている補助金、委託費等から支出した人件費により行ったトライアル雇用を除く。）した事業主
2	対象者に係る紹介日前に、当該対象者を雇用することを約していない事業主
3	トライアル雇用を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。）以外の対象者を雇い入れた事業主
4	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主
5	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者に職場適応訓練（短期訓練を除く。）を行ったことがない事業主
6	トライアル雇用労働者に係る雇用保険被保険者資格取得の届出を行った事業主
7	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、トライアル雇用を行った事業所において、トライアル雇用（一般トライアルコースによるものを含む。以下この7において同じ。）を実施した後に常用雇用（新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は常用雇用（短時間労働）。）以下この7において同じ。）へ移行しなかったトライアル雇用労働者（トライアル雇用労働者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く。）の数にトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書が提出されていない者の数を加えた数が3人を超え、常用雇用へ移行した数を上回っている事業主以外の事業主
8	基準期間（トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう。）に、トライアル雇用に係る事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある事業主以外の事業主
9	基準期間に、トライアル雇用に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち1A又は3Aの理由により離職した者の数を事業所全体の雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている（当該離職者数が3人以下の場合を除く。）事業主以外の事業主
10	過去1年間に、対象者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等から密接な関係にある事業主以外の事業主
11	トライアル雇用労働者に対して、トライアル雇用期間中に支払うべき賃金（時間外手当、休日手当等を含む。）を支払った事業主
12	トライアル雇用を行った事業所において、労働基準法に規定する労働者名簿、賃金台帳等を整備・保管している事業主
13	ハローワーク・紹介事業者等の紹介時点と異なる労働条件によりトライアル雇用を行い、トライアル雇用労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があった事業主以外の事業主
14	高齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない、かつ、法令に基づいた適切な高齢者就業確保措置を講じていないことにより、同法第10条の3第2項に基づき、就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていない事業主
15	雇用保険適用事業所の事業主
16	助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、保管している事業主
17	助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主
18	過去5年間に、雇用保険二事業の助成金等について不正受給の処分を受けていない事業主
19	過去5年間に、雇用保険二事業の助成金等について不正受給に関与した役員等がない事業主
20	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない事業主
21	支給申請日の前日から起算して過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けていない事業主
22	風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主以外の事業主
23	暴力団に関係する事業主以外の事業主
24	暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主又はその役員がいる事業主以外の事業主
25	支給申請日又は支給決定日時点で倒産している事業主以外の事業主
26	国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人以外の事業主
27	供給調整の対象となる助成金の支給を受けていない事業主

この他にも要件があります。詳しくは、都道府県労働局のハローワークへお問い合わせください。

両立支援等助成金 育児休業等支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

助成額

1人あたり5万円
1事業主につき10人まで（上限50万円）

主な支給要件

次のどちらも実施されていること。

- （イ）小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。
- （ロ）小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ・ベビーシッター費用補助制度 等

労働者一人につき、の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

申請期間

特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和3年4月1日～令和3年6月30日	令和3年4月1日～令和3年8月31日
令和3年7月1日～令和3年9月30日	令和3年7月1日～令和3年11月30日
令和3年10月1日～令和3年12月31日	令和3年10月1日～令和4年2月28日
令和4年1月1日～令和4年3月31日	令和4年1月1日～令和4年5月31日

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

本助成金は事業所単位ではなく、**事業主単位での申請**となります。

その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 両立支援等助成金

検索

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置 による休暇制度導入助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください



①～④**全て**の条件を満たす事業主が対象です。

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
- ③ **令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に**、当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主
- ④ ただし、この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）**」や令和2年度の「**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金**」を受給していないこと。

※雇用保険被保険者でない方も対象です。

助成内容

1事業場につき1回限り **15万円**

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が**合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日**まで

※事業場単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に設置の

この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、 医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

- * 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
- * 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

併給

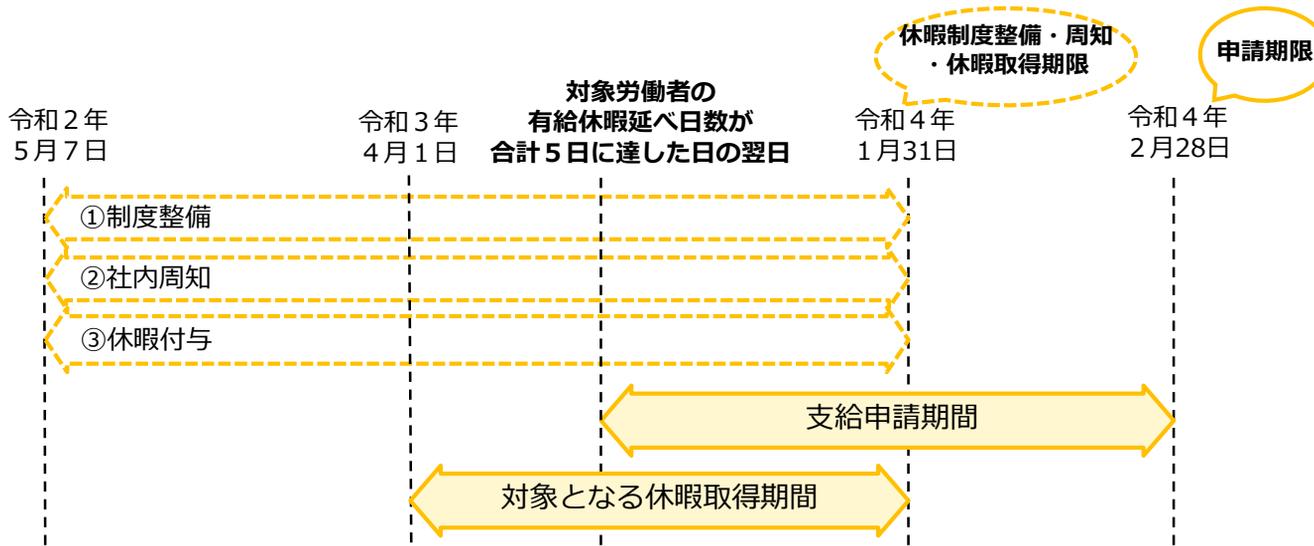
■令和3年度「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」との併給

対象労働者が雇用保険被保険者の場合、同一の対象労働者の同一の期間は、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」と併給（対象労働者とする）が可能です。

- * 併給には、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）の要件も満たす必要があります。詳細は別リーフレット「（令和3年度版）新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」をご参照ください。

- * すでに令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（一般や雇用）を受給したことのある事業場は、この助成金の併給はできませんので、ご注意ください。

支給申請の流れ



事業主の皆さま

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）をご活用ください

※このリーフレットは、令和3年度に取得した対象労働者の有給休暇分（令和3年4月1日～令和4年1月31日）を申請する場合の要件を記載したものです。令和2年度の取得分（令和3年3月31日までの分）を申請する場合は、令和2年度版リーフレットをご参照ください。

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください

■令和2年5月7日から令和4年1月31日までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

助成内容

対象労働者1人当たり 28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで
※事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に設置の

この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

⚠ 詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

* 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。

* 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

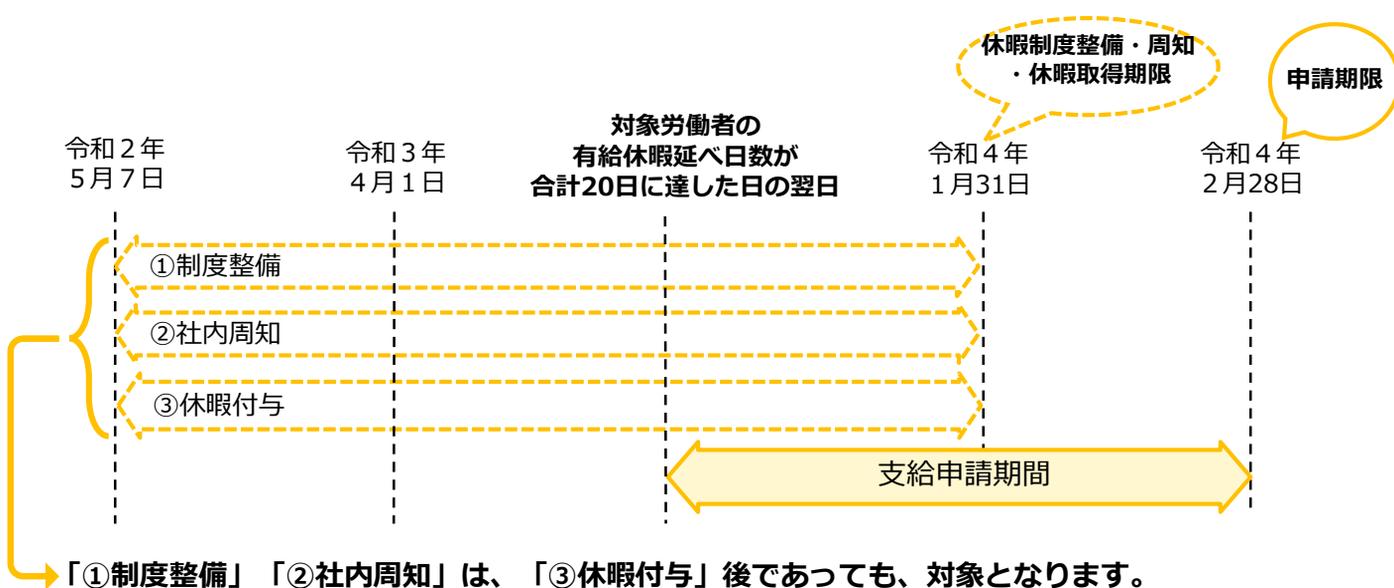
■休暇制度の整備と周知の時期

令和4年1月31日までに制度整備と周知が必要です。制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象です。

■欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象です。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

支給申請の流れ



■令和2年度（令和3年3月31日まで）の有給休暇取得日数が5日未満だった場合

令和3年3月31日までに労働者の取得した有給休暇取得日数が5日未満で、令和2年度要件に基づく申請ができなかった場合も、令和3年4月1日以降に取得した日数と合算して合計20日以上となれば、対象です。

* 上記のケースの他に、有給休暇の取得期間が年度をまたぐ場合など、ご不明点がございましたら、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。 - 30 -

令和3年度 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

主な支給要件

* 1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度（ ）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること。

所定労働日の20日以上取得できる制度。

法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、 の休暇を合計5日以上取得（ ）すること

対象となる休暇の取得期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。）

対象となる労働者

介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合

家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合

家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

申請期限

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

本助成金は事業所単位ではなく、事業主単位での申請となります。

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」を策定した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

詳細は裏面を参照

その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 両立支援等助成金

検索

< 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース >

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度について利用者が生じた中小企業事業主に支給します。コースの詳細は以下のとおりです。

<内は、生産性要件を満たした場合の支給額

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」を作成した場合は、「A介護休業」、「B介護両立支援制度」（下記の赤枠囲み部分が対象です。）の支給対象となります。

A 介護休業

介護休業の取得・職場復帰について、介護支援プランにより支援する旨あらかじめ労働者へ周知すること。

< 休業取得時 >

介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づき所定労働日に合計5日以上の介護休業を取得すること。

介護休業は法定の介護休業制度のみならず、企業が任意で設けている法を上回る規定化された制度も対象となります。

法定の介護休業期間（93日）に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた期間以上の制度を規定化、プランを作成し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

< 職場復帰時 >

介護休業を取得した対象労働者を、原則として原職等に復帰させ、フォロー面談を実施した上で雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

B 介護両立支援制度

介護両立支援制度の利用について、介護支援プランにより支援する旨あらかじめ労働者へ周知すること。介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上（*1, 2を除く）利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。

*1, 2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件をみたすことが必要

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る（時間単位・有給）介護休暇制度 * 1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度 * 2

法定の介護休暇日数（年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日））に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた日数以上の制度を規定化、プランを作成し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

- ・プランの作成の際には、厚生労働省ホームページに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。
- ・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。詳細はホームページをご覧ください。

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー 検索



厚生労働省・都道府県労働局

雇用環境・均等局 令和3年7月作成

令和3年7月14日

労使関係団体の長 殿

緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年7月12日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項に基づく緊急事態措置区域として東京都が追加される等、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、引き続き、事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等の人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる5つの場面」等を避ける行動を徹底するよう、実践例を活用しながら促す等とされているところです。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて累次にわたりお願いしてきたところです。

今般、直近の感染状況等を踏まえ、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項について、新型コロナウイルスワクチンの接種や職場で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の保健所との連携等についての留意点を追加しましたので、下記事項について、改めて、傘下団体・企業（連合は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省では、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」の取組を一層推進するために、職場における感染防止対策の実践例等を活用して、事業主に取組を働きかけるとともに、都道府県労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、引き続き、事業主及び労働者からの相談等への対応を行うことといたします。

なお、関係する資料については、厚生労働省のホームページ【https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html】、QRコードからダウンロードが可能となっておりますので、周知に当たってご活用くださいますようお願いいたします。



厚生労働省福島労働局長